

大学との連携による地方創生の推進について

【担当省庁】財務省、文部科学省

大学の持つ力を活用し、地域で活躍できる「人材の育成」や地域課題への取組による地方創生を推進するため、以下の措置を講じていただきたい。

「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」への採択

京都府では府内の大学と連携して、「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業」を活用して、若者の流出に苦しむ府北部地域等において、地域のものづくりや観光などのサービス産業を担う人材育成に取り組むこととしている。

このため、京都府と連携して人材育成等に取り組む京都工芸繊維大学の申請を採択いただきたい。

国公立大学の研究等に対する個人寄附に係る税額控除の創設

京都府では、産学公の連携により地域課題へ取り組んでいるところであるが、大学の研究等への個人寄附に係る税額控除について、私立大学は対象となるが、国公立大学は対象とされていない。

寄附を通じた大学の先端研究や地方創生の取組を一層促進するため、国公立大学に対する個人寄附金を税額控除制度の対象に追加していただきたい。

【現状・課題等】

「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業」の取組状況

・平成27年度文部科学省事業

・大学と京都府が連携し、人材の地域への定着を図るため、京都府では、府全体を事業協働地域として設定し、特に人口流出が課題となっている府北部5市2町を重点的に人材育成や地域課題の解決に協働で取り組む事業を申請予定。

(事業協働機関：京都工芸繊維大学(申請大学)他府内大学、京都府等)

国立大学法人及び公立大学法人への個人寄附に係る税額控除の導入

現在、個人が国立・公立大学法人へ寄附する場合には、当該寄附金について所得控除のみが認められており、私学同様に税額控除との選択制にすることで、寄附者の裾野を拡大する事が可能

平成 27 年 6 月 京都府

学校法人に対する個人からの寄附に係る所得税の税額控除について

平成 23 年度税制改正により、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が施行され、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）が改正されたことに伴い、個人が、一定の要件を満たした学校法人へ寄附金を支出した場合、当該寄附金について、税額控除できる。

（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除の対象（租特法第 41 条の 18 の 3））

- 一 公益社団法人及び公益財団法人
- 二 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人及び同法第六十四条第四項の規定により設立された法人
- 三 社会福祉法人
- 四 更生保護法人

【京都府の担当課】

文化スポーツ部 大学政策課

075-414-4526